

平 28 労働政策第 554 号
平成 28 年(2016 年)11 月 14 日

やまぐち地域創生人材育成協議会委員 各位

山口県商工労働部労働政策課長



人手不足分野人材育成・定着支援事業に係る「定着支援 O J T 研修」の
取組事業者の掘り起しについて（依頼）

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、標記事業に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省から、平成 27 年度の当事業の取組結果に係る企画評価委員会の評価結果が通知され、大型免許等取得コース以外の訓練コースについて、今年度の実績が低調な場合には、平成 29 年度の各個別事業の事業を廃止するとの方針が示されたところです。

特に、「定着支援 O J T 研修」（別添チラシ参照）については、今年度の実績目標である 30 人の 70% を達成できない場合には、29 年度の事業実施は認めないと、強く指摘されました。

訓練実施期間が 3 ヶ月以上必要であることから、11 月 30 日が訓練開始の締切となりますが、11 月 10 日現在の実績見込みが 12 人であるため、今後約 10 人の掘り起しが必要となります。

については、来年度の事業継続のため、貴団体所属の事業者様へ、定着支援 O J T 研修の取組へのお声かけについて、改めて御協力をお願いします。

<参考> 主な事業対象者の要件

- ① 山口県内で建設業又は運輸業を営む事業者であること(従業員数 300 人未満)
- ② 研修対象者は、研修開始日から 6 ヶ月前までに、求職者から新たに、技能系(型枠大工、運転手など)の正職員として採用したものであること
※厚生労働省の定める職業分類表の「66 自動車運転の職業」、「70 建設躯体工事の職業」、「71 建設の職業」の区分に該当すること
その他詳しくは担当からご説明いたします。

産業人材育成班
担当： 道川
TEL 083-933-3234

建設分野・運輸分野のOJT研修を応援します！（県からのお知らせ）

県では、地域における人手不足分野の人材確保・育成対策の強化をめざし、建設分野又は運輸分野に属する事業者が行う「定着支援OJT研修」について、研修受託者を募集します。（委託期間は、3ヶ月以上6ヶ月以内です。）

研修を受託された後のOJT研修について、人件費の一部を委託料として県からお支払いします。受付は、随時おこなっています。お気軽にご相談下さい。

1 研修業務の対象となる事業者

○山口県内において、現に、建設業又は運輸業を営んでいる事業者。

○次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

① 雇用保険適用事業所の事業主であること

② 労働保険料及び県税の滞納がないこと 等

2 委託料の対象経費及び委託料上限額

(1) 委託料の対象経費

平成28年1月1日から同年11月30日の間に求職者から新たに雇用した技能系※の正社員を対象に、県との委託契約に沿ってOJT研修を実施する場合、研修実施期間の研修生及び指導者の基本賃金相当額（時間給相当額×標準8時間とし、賞与や通勤手当その他の手当は含みません。）及び実習に要する材料費等を、委託料として県からお支払いします。

※ 技能系の正社員とは、厚生労働省の職業分類における、「66自動車運転の職業」、「70建設躯体工事の職業」及び「71建設の職業」の区分に該当する正社員とします。

ただし、人手不足分野人材育成・定着支援事業の求職者向け研修事業受講者については、本研修の対象外ですのでご注意ください。

(2) 委託料上限額

① 研修生は、日額1万円を上限とし、委託料の上限額は30万円

② 指導者は、日額2万円を上限とし、委託料の上限額は60万円

※日額の上限額は、1日8時間勤務の場合ですので、勤務時間により変わります。

③ 材料費等が必要な場合は、10万円を上限として加算

①～③の総合計で、研修生1人当たり100万円を委託料の上限額とします。

3 委託を予定している業種と研修生の人数

建設業15人 運輸業15人

4 研修の受託に係る県からの説明

本研修に興味のある事業者は、県労働政策課あて連絡してください。県労働政策課職員又は県から委託を受けた人手不足分野人材コーディネータが説明にうかがいます。

問い合わせ先

山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班 （担当）道川

〒753-8501 山口市滝町1番1号

Tel 083-933-3234

Fax 083-933-3229

E-mail a15900@pref.yamaguchi.lg.jp